

大分県報

令和六年
号外（五）
七月四日

（木曜日）

目次

規則

大分県都市公園条例施行規則の一部改正……………

〇規則

大分県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年七月四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第五十二号

大分県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

大分県都市公園条例施行規則（昭和五十三年大分県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「総合競技場のフィールド又は」を削り、同条第五項中「総合競技場のフィールド又は」を削り、「とき」の下に「、又は共通回数券により総合競技場若しくはサブ競技場のフィールドを利用させるとき」を加え、「を呈示させ」を「又は共通回数券を提示させ」に改め、「係る回数券」の下に「又は共通回数券」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 指定管理者は、総合競技場又はサブ競技場のフィールドを個人使用しようとする者の希望により、これに対し共通回数券（第三号様式の三の二）を発行することができる。

第五条第二項中「総合競技場のフィールド又は」を削り、「は、回数券」を「又は共通回数券により総合競技場若しくはサブ競技場のフィールドを利用しようとする者は、回数券又は共通回数券」に改める。

第三号様式の三（その三）中「券の裏面に」の次に「・キム」を加え、「メンバー利用回数券」を「メンバー利用共通回数券」に改め、同様式を第三号様式の三の二とする。

る。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの規則による改正前の大分県都市公園条例施行規則（以下「旧規則」という。）第四条第四項の規定に基づき発行された総合競技場のフィールドの回数券であつて利用しようとする者が現に有するものによる個人使用については、なお従前の例による。

3 施行日前に指定管理者が発行したサブ競技場のフィールドの回数券に相当するものであつて利用しようとする者が現に有するものについては、施行日以後において、サブ競技場のフィールドを個人使用する場合に回数券として使用できるものとする。

4 この規則の施行の際、現に存する旧規則第三号様式の三（その三）の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

令和六年七月四日

大分県報号外（規則）